



横浜事務所 〒221-0056  
横浜市神奈川区金港町 6-3 横浜金港町ビル 3 階  
TEL 045-442-0851 FAX 045-453-2851

赤坂事務所 〒107-0052  
東京都港区赤坂 2-23-1 アークヒルズ フロントタワー RoP701 号室  
TEL 03-6435-5255 FAX 03-6435-5256

## アップル社課税逃れの手法は日本で可能か？

5月21日米国行政監察小委員会公聴会にて、アップル社のティム・クックCEOが、まるで公開処刑のように追及されたことはニュース等でご存じの方も多いのではないのでしょうか。

アップルの手法はアイルランドと米国の法人税制の違いを利用したもので、米国は日本と同様に自国内に本店が登記されている法人に自国の法人税を課しています。一方アイルランドでは登記の場所ではなく、本店機能を有する事務所の所在地が自国にあれば自国の法人税を課するという管理支配地主義を採用しています。そこでアップルは、アイルランドに登記をし（つまりアップルはアイルランド法人でした！）、役員会を開く本社事務所をカリフォルニア州に置いたのです。そうすると、アイルランドでは自国内に本社機能がないため、本社としての申告を要せず、米国においても本店登記がないことから申告義務がないこととなります。その結果、アップルは過去5年どの国にも（本店として）申告をしていないことが明らかになりましたが、クックCEOは「1ドルたりとも納税不足はない。」と先の公聴会にて反論していました。そうなのです、アップルの手法は決して脱税ではないのです。

企業経営者からすれば可能な限り納税額を少なくすれば、株主や従業員、あるいは消費者に利益還元されるわけですから、経営陣の行動を間違っているとも言い切れません。私個人としても、ある程度は税の軽減を図るべく検討をするのが当然のことと考えます。ですが、やはり物事にも限度というものがあり、アップルほどの規模の会社がどこにも申告をしていないという事実は反感を買いやすいでしょう。似た事例でスターバックス社はイギリスで不買運動がおき、手打ちのため、イギリス政府に約53億円を根拠があまりないまま納税したばかりです。

日本でこのような事例が発覚した場合、移転価格、PE認定、同族会社の行為計算、寄付金認定とありとあらゆる課税技術(?)を駆使し、追徴することが予想されます。実際に、調査の中には裁判で負ける確率が高くてもこの実態を世に問い白日の下にさらすことを目的として、あえて課税したと思われる事例もあり、日本は課税リスクが高い国と他国から恐れられています。

## 思わぬ相続税にご注意！

相続税は、被相続人が亡くなった日において、所有していた財産をもとに課税されます。例えば預貯金等については、死亡日現在の預貯金等の残高が相続財産として課税対象となります。そこで、死亡直前にまとめて引き出してしまえば、預貯金等の残高が減り、その分だけ相続税額を少なくできるのでは・・・と考える人がいるかもしれません。引き出したお金は預貯金等から現金に変わっただけですので被相続人の相続財産であることに変わりありません。また、死亡後に口座が凍結されると、いざという時に困るとい理由などで死亡直前にまとめて引き出す人がいるかもしれませんが、こちらも同様に被相続人の相続財産となります。引き出した現金を相続財産として申告しなかった場合、調査官は財産隠しと判断し、重加算税という重い税金が課せられてしまいます。これは、死亡直前に引き出した人は、当然、現金の存在を知っているはずなので「たまたま申告するのを忘れた」という理屈は通らないからです。

それでは、相続財産を減らすために生前に奥さんや子供名義の口座を開設し、また、年間110万円の贈与税の非課税枠も利用して、そこに振り込んでおけば贈与税を免れ相続財産も減らせるだろうと考える人がいるかもしれません。しかし、これも贈与という事実が説明できなければ「名義預金」となり、実質は被相続人の相続財産となります。「名義預金」とは、形式的には奥さん、子供などの名義となっている預貯金等で、真の所有者が別にいる預貯金等をいいます。つまり本当は被相続人のものなのに口座の名義に奥さんや子供の名前を借りているだけの預貯金等のことです。名義預金とされたいためには適正に贈与という事実が成立している必要があります。そのためには贈与契約書を作成し、実際に贈与を実行させる必要があります。また、受け取った人の意思で預貯金等を自由に使える状態であることも必要となります。